平成２２年（フ）第１１３号
奈良県生駒市さつき台１丁目515番地２　ベルコートＢ―102
債務者　金子　正敏
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
奈良県生駒市さつき台１丁目515番地２　ベルコートＢ―102
債務者　金子　志津
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ６番308号
債務者　石井　勉
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３１号
奈良県大和郡山市額田部北町424番地　パティオＢ棟105号室
債務者　石垣　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
山口県下関市武久町２丁目54番１―401号谷野マンション、前住所山口県下関市彦島福浦町２丁目４番61号
債務者　堀川　孝臣
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
山口県下関市彦島西山町２丁目４番43号
債務者　山本　寛
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
山口県下関市新垢田北町６番53号
債務者　藤澤　幹
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦1461番地１
債務者　伊藤　善悟
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１６２号
熊本市八反田２丁目14番６号
債務者　吉岡かおる
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県宍粟市山崎町三津248番地１
債務者　中島美智子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４号
兵庫県たつの市神岡町筒井272番地
債務者　中口　明子（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５０号
広島県福山市赤坂町大字赤坂938番地３
債務者　朝倉　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５３号
広島県福山市引野町３丁目27番９号
債務者　藤井　好江
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷2924番地８
債務者　小野　裕司
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６７９号
名古屋市守山区長栄24番30号
債務者　渡邉　哲郎
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３８号
愛知県半田市東洋町２丁目46番地　県営半田住宅７棟402号
債務者　南　治男
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６号
奈良県桜井市大字桜井233番地の２　ＲＸ桜井504
債務者　宮本　昭寿
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
茨城県つくば市二の宮１丁目21番地２　グランドパレスＮＳ－１―503号
債務者　大塚　敏秀
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係